

◎佐賀県条例第33号

佐賀県医療法の施行等に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県医療法の施行等に関する条例（平成25年佐賀県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>附 則 1～3 略</p> <p>(佐賀県手数料条例の一部改正)</p> <p><u>4</u> 略</p>	<p>附 則 1～3 略 <u>(療養病床に係る既存の病床数の算定に関する経過措置)</u></p> <p><u>4</u> 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）附則第28条の規定により既存の病床数を算定するに当たっては、同法附則第7条の新介護老人保健施設及び介護医療院の入所定員数については、平成36年3月31日までの間、規則で定めるところにより、既存の療養病床の病床数とみなす。</p> <p>(佐賀県手数料条例の一部改正)</p> <p><u>5</u> 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。